

公益財団法人とやま国際センター定款

平成23年4月1日 施行

(平成22年6月29日財団法人とやま国際センター理事会議決)

最終改正(令和5年4月1日公益財団法人とやま国際センター評議員会改正議決)

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人とやま国際センター(以下「法人」という。)と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を富山市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、国際理解、国際交流、国際協力及び多文化共生を促進することにより活力ある地域社会の実現と国際的視野を有する人材の育成を図るとともに、諸外国との協調と親善に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国際理解の促進に関する事業
 - (2) 国際交流の促進に関する事業
 - (3) 国際協力の促進に関する事業
 - (4) 多文化共生の促進に関する事業
 - (5) 日本海学の推進に係る事業
 - (6) 中国における事務所の設置及び運営
 - (7) 富山県その他の団体から委託された国際理解、国際交流、国際協力、多文化共生及び海外渡航等に関する事業
 - (8) その他この法人の目的を達するために必要な事業
- 2 前項の事業は、富山県及び富山県との間で交流を行っている海外の地域で行うものとする。

第2章 資産及び会計

(資産の種別)

第5条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。
- 3 運用財産は、基金及びその他の資産とする。
- 4 基金については、基金とすることを指定して寄附された財産又は理事会で基金に繰り入れることを議決した財産とする。

(基本財産及び基金の維持並びに処分の制限)

第6条 基本財産及び基金は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において決議について特別の利害関係を有する

理事を除く理事の4分の3以上の議決を経、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(長期借入金)

第7条 この法人が借入金を借り入れようとするときは、収支予算で定めるもの及びその事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第8条 この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄を行おうとするときは、第6条ただし書及び前条の規定に該当する場合、並びに収支予算で定めるものを除き、理事会の承認を受けなければならない。

(資産の管理)

第9条 資産は、理事会の議決に基づく管理方法により代表理事が管理する。

2 基本財産及び基金のうち現金は、確実な金融機関等に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて、保管しなければならない。

(経費の支弁)

第10条 財団の経費は、基金以外の運用財産をもって支弁する。

第3章 事業計画等

(事業年度)

第11条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第12条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度開始の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 前項の書類については、事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 第1項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下「認定法施行規則」という。）第37条の規定に従い、行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第13条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を事業所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。ただし、第2号の書類を閲覧に供する場合（評議員に閲覧に供する場合を除く。）は、個人の住所に係る記載を除外して行うものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事、監事及び評議員の名簿

(3) 理事、監事及び評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 前2項の書類については、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に、認定法施行規則第38条の規定に従い、行政庁に提出しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第14条 理事長は、認定法施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(会計原則等)

第15条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第16条 この法人に、評議員4名以上8名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第17条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員及び婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体の代表者又は管理人の定めにあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員である者

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添付して、遅滞なくその旨を行政庁に提出しなければならない。

（任期）

第18条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（報酬等）

第19条 評議員は、無報酬とする。

第5章 評議員会

（構成及び議長）

第20条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会の議長は、互選により定める。

（権限）

第21条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 貸借対照表及び正味財産増減計算書、これらの附属明細書並びに財産目録の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の処分
- (5) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 22 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 23 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第 24 条 代表理事は、評議員会の開催の 1 週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項等を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく評議員会を開催することができる。

(決 議)

第 25 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第 26 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 27 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、評議員の全員がその事項を評議員会に報告することを要しない旨書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 28 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議長、出席した評議員のうちから評議員会で選出された議事録署名人 2 名以上及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第 6 章 役員及び顧問、参与

(役員を設置)

第 29 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10 名以上 20 名以内

(2) 監事 2 名

- 2 理事のうち1名を理事長、若干名を副理事長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の理事長及び副理事長のうち1名の合わせて2名をもって法人法上の代表理事とし、同項の専務理事をもって法人法第197条において準用する第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第30条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって選定する。また、理事長、副理事長及び専務理事についても同様とする。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定められる特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添付して、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第31条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第32条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること。
- (3) 理事会に出席し、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。
- (5) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (6) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (7) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第33条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第29条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第34条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬)

第35条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(名誉会長、顧問及び参与)

第36条 この法人に、名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

2 名誉会長、顧問及び参与は、この法人の業務の運営に関し助言する。

3 名誉会長、顧問及び参与は、代表理事が委嘱する。

第7章 理事会

(構成)

第37条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第38条 理事会は、この定款に別に定めがあるもののほか、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第39条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(招集の通知)

第40条 代表理事は、理事会の開催の1週間前までに、理事及び監事に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第41条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第42条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、基本財産の処分又は除外の承認の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の4分の3以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(決議の省略)

第43条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

(報告の省略)

第44条 理事又は監事が、理事会に報告すべき事項を理事及び監事の全員に対して通知したときは、その事項を理事会に報告することを要さない。

2 前項の規定は、第31条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第45条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第8章 事務局

(組織)

第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及びその他の職員若干名を置く。

3 事務局長は、理事を兼ねることができる。

4 事務局長は、代表理事及び専務理事の指揮監督を受けて、この法人の事務をつかさどり、必要に応じて理事会に出席して意見を述べることができる。

5 事務局長は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。その他の職員は、代表理事が任免する。

6 職員の給与、勤務条件等については、代表理事が定める。

第9章 日本海学推進機構及び富山県大連事務所

(日本海学推進機構)

第47条 日本海学に関する研究の推進と普及を行うため、日本海学推進機構を置く。

(富山県大連事務所)

第48条 中国における活動拠点として、富山県大連事務所を置く。

第10章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第49条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第17条についても適用する。

(解散)

第50条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第51条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 雑則

(細則)

第54条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第11条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は石井隆一及び中尾哲雄、業務執行理事は佐々木外志とし、理事長は石井隆一、副理事長は中尾哲雄及び高木繁雄とする。

附則

この定款は、令和5年4月1日から施行する。